

令和3年第6回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和3年11月24日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第13号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）
日程第5 議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第49号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第53号 市道路線の認定について
日程第12 議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
日程第13 議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第14 議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	白井悦子	14番	道下和茂
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	大 野 一 彦
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	久 富 和 浩
企 画 部 長	洞 口 博 行	市 民 環 境 部 長	村 澤 勲
健 康 福 祉 部 長	高 橋 誠	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	饗 場 昌 彦	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	青 山 英 治	会 計 管 理 者	谷 口 博 文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	内 藤 睦 雄	議 会 書 記	大 久 保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまから令和3年第6回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 高橋時男君と6番 高橋勇樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの23日間とし、11月25日、11月27日から12月5日、12月8日から12月15日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和3年第3回定例会におきまして御報告申し上げて以降、議員の皆様も御承知のとおり、感染力の強いデルタ株により感染が急拡大し、岐阜県内では8月中旬から新規感染者数が急増し、8月17日には過去最大値の2倍を超える300人規模での新規感染者数となり、感染拡大のスピード、

規模ともにこれまでに経験したことのない状況となりました。

その後も、新規感染者数の増加に歯止めがかからず、医療体制は逼迫し、自宅療養者数が急増する中、8月27日からは県内全市町村が緊急事態措置区域となり、緊急事態措置区域の指定を受けてとして、これまでの感染拡大防止対策を一段と強化し取り組むこととなりましたが、8月28日には県内の自宅療養者数が最大の932人となりました。

9月に入り、検査・医療提供体制の強化・拡充、ワクチン接種の推進、感染拡大防止対策の徹底に取り組んだこともあり、9月19日には自宅療養者がゼロとなり、感染状況も新規感染者数、病床使用率ともに減少し、緊急事態措置は9月末をもって解除されましたが、新規感染者数はなお高い水準にあったことから、10月1日から10月14日までの間、第5波終息を目指してとして、さらなる感染防止対策の徹底、医療提供体制の強化、そしてワクチン接種の推進の3つの対策をオール岐阜体制で取り組んでまいりました。

これらの取組により、ようやく10月14日以降、全ての時短要請等が解除され、施設の利用、イベント、学校行事等、社会経済活動は徐々に再開されており、引き続き感染防止対策を徹底し、感染防止対策と社会経済活動との両立を図っておりますが、全国的に第5波が終息に向かっている中、県内の新規感染者数につきましては11月上旬に10人を超える日が見られるなど、人口10万人当たりの新規感染者数は全国第3位の水準であったことから、11月5日から感染再拡大に最大限の警戒をとして、基本的な感染防止対策の再徹底に取り組んでいるところでございます。

一方、市内の感染状況につきましては、8月20日に最多となる13人の感染が確認されるなど、第5波として感染が拡大した8月の1か月間に94人の感染が確認され、その後の9月には15人、10月には9人の感染が確認されましたが、11月に入り、昨日までに新規感染者は確認されず、ようやく落ち着きを取り戻してきております。なお、これまでの市内の感染者数の累計は275人となっております。

次に、ワクチン接種の状況でございますが、本市では4月21日より医療従事者優先接種を、5月6日より65歳以上の高齢者の優先接種を開始し、ワクチン接種希望の高齢者の2回接種を7月末までおおむね終えております。

また、64歳以下の接種につきましては、国・県より基礎疾患のある方を最優先で接種するよう指示がありましたことから、本市では、6月24日に12歳から64歳の市民約2万人に対してアンケート調査を実施し、回答率は76.9%でございましたが実施いたしまして、基礎疾患があると回答された方、約1,600人にはいち早く接種券を郵送いたしました。

また、7月9日には、中学3年生及び高校3年生の受験生世代への接種券の発送、7月16日には60歳から64歳の方、19日には59歳以下の方に接種券を発送し、本市の12歳から64歳の対象者への接種券の発送が完了し、その後順調に接種が進みました。

なお、11月18日現在で、65歳以上の方の接種実績は、1回以上の接種、2回目も含めませんが、9,798人で接種率95.2%、12歳以上64歳以下の方の接種実績は、1回以上の接種、2回目も含めませんが、1万6,927人で接種率84.8%でございまして、接種対象者全体では約3万300人の対象者に対

し、1回以上の接種、2回目も含めますが、された方が2万6,725人で接種率88.3%でございます。

現在、国から3回目接種の準備を進めるようにとの依頼があり、先般の臨時議会におきまして補正予算をお認めいただきましたように、令和4年の1月より医療従事者（関係者）からスタートし、2月からは65歳以上の高齢者の方にワクチン接種が進められるよう、もとす医師会の協力の下、準備を進めているところでございます。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巣パーキングエリア周辺の工事として10月に新たに1件の工事契約を行いましたので、現在2件の工事が進行中です。

西部連絡道路をまたぐボックスカルバートの工事では、ボックスカルバートが完成しましたので、10月より西部連絡道路はボックスカルバートの中を通るルートに切り替わりました。また、パーキングエリアの盛土工事につきましても着々と進められております。

続きまして、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、こちらも10月に新たに1件の工事契約を行いましたので、現在2件の工事が進行中です。擁壁、盛土、用排水路及び市道の付け替え工事等が進められております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、今年9月から10月にかけて、新たに2件の工事契約を行い、現在12件の工事が進行中でございます。これにより、橋梁の橋脚・橋台、計201基の下部工工事が着手され、うち10基は既に完成しております。さらに、一部の上部工工事の準備も始まったところです。また、船来山のトンネル工事につきましても、トンネル部分の掘削を始めるなど、着々と工事が進んでおります。なお、残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所の発注分としては、10月の契約分をもって今年度分の工事発注は完了し、中日本高速道路株式会社の発注分としては、橋梁上部工工事で11件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

また、東海環状自動車道の早期整備を促進するため、10月26日には東海環状道路建設促進期成同盟会等による冬の東京要望活動に参加し、他市町の首長と共に国土交通省及び財務省に早期整備の要望を行ってまいりました。

さらに、11月15日には本巣・瑞穂・大野・神戸・東海環状自動車道建設促進協議会の関係市町の首長及び本巣市東海環状自動車道建設促進協議会の会長と共に国土交通省中部地方整備局、岐阜国道事務所、中日本高速道路株式会社名古屋支社に対し、早期整備の要望を行ってまいりました。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

去る10月8日と11月5日の市議会臨時会におきまして、庁舎整備に必要となります土地の取得について御議決をいただき、11名の地権者の方から12筆、計2万9,491.76平方メートルの用地を取得いたしました。取得費用は、総額3億5,011万1,445円でございます。これに南敷地内の道路で用途廃止を予定しております市道糸貫2105号線、延長101メートルの土地を加えまして、総面積3万21.44平方メートル、約9,080坪を新庁舎敷地として事業を進めてまいります。

現在は、新庁舎の実施設計等の業務を行うとともに、農地法第5条に規定する農地転用許可申請を11月8日付で市農業委員会へ提出、また近日中には都市計画法第29条に規定の開発行為許可申請を岐阜県に提出する予定でございます。

これらの手続の許可につきましては、令和4年1月末頃を予定しており、現在進めております敷地造成及び周辺道路整備に係る設計業務につきましても同時期に完了し、今年度中に造成工事及び周辺道路整備工事に着工する予定でございます。

次に、下野市の表敬訪問につきまして御報告を申し上げます。

下野市の表敬訪問につきましては、第3回定例会の全員協議会で説明させていただきましたとおり、本年7月に広瀬寿雄下野市長から淡墨桜がつないだ縁を大切にし、今後は歴史・文化・観光等、様々な分野において交流を図り、両市のさらなる発展につなげていくとともに、災害時に互いに助け合える体制を併せて整備することを目的に、友好都市協定及び災害時における相互応援協定の締結に関する打診があり、調整を図ってまいりました。

協定締結に向けて、11月2日に広瀬寿雄下野市長や小谷野晴夫下野市議会議長ほか9名の各種団体の代表や行政の担当者が本市を訪れられ、黒田議長、河村副議長にも御臨席をいただき、両市の意見交換会を行った後、淡墨桜や地震断層観察館の視察をされました。

意見交換会において広瀬市長から、両市の発展に向けて協定締結後は末永く様々な分野において連携していくことを希望するといった御挨拶をいただくなど、両市の連携に向けて現在も調整を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年の1月18日に本市から下野市を訪問し、視察等を行った後、3月20日に開催が予定されております下野市の天平の桜歌会というイベントの場において友好都市協定及び災害時相互応援協定の締結を予定しております。このため、今定例会に上程の補正予算において、1月の視察及び3月の協定締結式を行うための関連費用を計上させていただいているところでございます。

次に、今年度の市の表彰につきまして、御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され多大な御貢献をされた方々を対象に、毎年度表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月4日に贈呈式を挙行し、地方自治功労及び農林業功労として、それぞれ1名の功労者表彰と多額の御寄附をいただきました3団体の方に善行者表彰を行いました。また、東京オリンピック馬術競技・総合馬術個人において、この種目として日本勢過去最高の個人4位入

賞という輝かしい成績を収められました本市出身の戸本一真選手には、11月29日に議長にも御臨席いただき市民栄誉賞を贈呈させていただく予定で進めております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第13号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第13号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）でございます。

令和3年9月29日に本巢市文殊地内の市道本巢1158号線において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第13号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、報告第13号 専決処分の報告につきまして補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

相手方は、山口市大森411番地1、鳥澤卓広氏です。

事故の概要といたしましては、令和3年9月29日午後7時30分頃、本巢市文殊地内の市道本巢1158号線を北進したところ、アスファルト舗装の一部が陥没しており、侵入した際、バイク前輪のタイヤがパンクし、アルミホイールが損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

損害賠償金額は3万9,600円、ただし賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものであります。

過失割合につきましては、本市の管理する市道のアスファルト舗装の一部が陥没しており、道路管理に瑕疵があったこと、また運転者には本来運転中の高度な前方注意義務が求められるが、夜間で陥没箇所を視認することは通常よりも困難であったことは否めないため、全国町村会総合賠償補

償保険の幹事保険会社の専門的な判例の分析によりまして、過失割合は市側6割となりました。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で報告を終わります。

日程第5 議案第47号から日程第10 議案第52号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第47号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第52号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第47号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給について所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第48号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についてでございます。

富有柿の里の施設のうち、農林業実習センターのバーベキューハウス及びふれあい広場の利用時間の見直しを行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第50号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

定住促進住宅のうち、水鳥住宅及び敷地を無償譲渡できるようにするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第51号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第52号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第47号及び議案第48号は市民環境部長から、議案第49号及び議案第50号は産業建設部長から、議案第51号及び議案第52号は教育委員会事務局長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第47号及び議案第48号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第47号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の1ページをお願いいたします。

1の改正趣旨でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴いまして、出産一時金の支給について所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、出産一時金の額を現行の「40万4,000円」から「40万8,000円」に4,000円引き上げるものでございます。出産一時金は、現在この40万4,000円に産科医療補償制度の掛金相当の1万6,000円を加算した総額42万円を支給しております。この一時金に加算されます産科医療補償制度の掛金が本制度の剰余金等を活用し、令和4年4月1日から4,000円引き下げられることになりましたが、少子化対策等としての重要性に鑑み、総額の42万円を維持されたことに伴う改正でございます。

なお、平成21年1月より実施されておりますこの産科医療補償制度につきましては、分娩に関連しまして重度の脳性麻痺となったこと、その御家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止に役立つ情報提供する制度でございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和4年1月1日でございます。また、経過措置といたしまして、施行日である1月1日より前に出産した被保険者の出産育児一時金の額につきましては、請求書が1月1日後に提出された場合であっても改正前の金額になるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第48号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の3ページをお願いいたします。

1の改正趣旨でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、主となる改正につきましては、(5)の第23条（国民健康保険税の減額）についてでございます。6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、未就学児でございますが、の被保険者均等割額の5割を今回新たに軽減するものでございます。

なお、軽減されました5割分につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担することとなります。

その他の改正につきましては、規定を明確にするものや不要な規定の削除、またこの第23条の改正に合わせて整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行されるものと、ただし書以下の令和4年4月1日から施行されるものがございます。主となる改正であります第23条の国民健康保険税の減額につきましては、令和4年4月1日からの施行となり、規定を明確にするものや不要な規定の削除につきましては、公布の日から施行されることとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第49号及び議案第50号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議案第49号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を行います。

お手数でございますが、議案の概要の19ページを御覧いただきたいと思っております。

改正の趣旨といたしましては、富有柿の里にあります農林業実習センターのバーベキューハウスは、令和2年度の夜間年間利用者は239人で、平成30年度と比べるとマイナス85.8%の利用率となり、新型コロナウイルス禍において事業の見直しを行う中で、夜間バーベキューハウス利用に係る夜間管理人の確保が困難であること、また夜間利用者のマナーの悪さがあり、近隣住民から相応の苦情があるなど運営の課題解決を図るため、夜間利用時間の見直しについて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、農林業実習センターのバーベキューハウス及びふれあい広場の夜間利用を廃止するため、条例第5条に規定する利用時間等について、利用時間を午前9時から午後5時までとし、別表で定めるものに改正を行うものでございます。

適用関係といたしまして、施行期日は公布の日からでございます。

以上、議案第49号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案の概要の23ページを御覧いただきたいと思っております。

改正の趣旨といたしまして、水鳥住宅は根尾地域の定住促進対策として平成9年度から平成15年度にかけ計10棟が建築され、人口減少に歯止めをかけるようにこれまで良好な住環境の供給を行ってまいりました。この水鳥住宅の入居者で将来にわたり定住を希望する者に対し、住宅及び敷地を無償で譲渡できるよう、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、条例第64条に規定する設置について、定住促進住宅の水鳥住宅10棟及び神所住宅1棟のそれぞれの位置を規則で定めるものに改正を行うものでございます。

次に、条例第69条の2に規定する水鳥住宅及び敷地の無償譲渡について、水鳥住宅に一定の入居

期間、入居の翌日から起算して3年間を経過後に、当該入居者から引き続き居住するため当該住宅及び敷地について譲渡の申出があった場合、用途廃止し、普通財産とした上で無償譲渡できるよう新たに規定するものでございます。

適用関係といたしまして、施行期日につきましては公布の日からでございます。

議案第50号の補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第51号及び議案第52号の補足説明を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、議案第51号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の26ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の改正の趣旨、理由といたしましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和3年3月23日公布、同年7月1日施行されたことを踏まえまして、本改正が事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じまして改正しようとするものでございます。

2の改正内容といたしましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も認めることとし、その他国に準じた所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日でございます。

続きまして、議案第52号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の30ページをお開きいただきたいと思います。

1の改正趣旨といたしましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が令和3年8月2日に改正されたことを踏まえまして、本改正が利用者の利便性向上や事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて改正しようとするものでございます。

2の改正内容といたしましては、保育所等の事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も可能である旨を規定し、事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を規定することとし、その他国に準じた所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第11 議案第53号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第53号 市道路線の認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第53号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画法等による開発行為によって整備された道路について、市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第53号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第53号 市道路線の認定について補足説明をいたします。

議案の概要の40ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、糸貫、春近地内の8軒の専用住宅分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路で、同法の規定により開発の許可の内容に適合しており、規定につきましては、春近字穂積町244番1地先から終点同番5地先までを糸貫4235線として認定をお願いするものでございます。

次に、41ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、糸貫、春近地内の8軒の専用住宅の分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路で、同法の規定により開発の許可の内容に適合しており、規定につきましては、春近字町田195番1地先から終点同番6地先までを糸貫4236号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第12 議案第54号から日程第16 議案第58号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてから日程第16、議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億145万3,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、企業版ふるさと納税寄附金及びもとす広域連合介護保険負担金精算金等の新規計上、普通交付税及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額並びに繰入金及び市債等の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、栃木県下野市との友好都市協定のための表敬訪問及び締結式に伴う特別旅費等の新規計上、財政調整基金積立金、人事異動（育休復帰）に伴う職員給与及び水道事業会計補助金等の増額並びに庁舎整備敷地の確定に伴う財産管理費、国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の減額でございます。

次に、議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種協力金及び医療機器更新事業等に対する過疎債の新規計上、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種の増額並びに診療収入等の増加に伴う一般会計繰入金及び過疎債の新規計上に伴う国民健康保険診療所基金繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種による時間外勤務の増加に伴う医師報酬の増額でございます。

次に、議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万8,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の増額並びに一般会計繰入金及び市債を減額するものでございます。

また、歳出といたしましては、処理施設修繕の必要箇所増加に伴う修繕料及び利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直しに伴う償還元金の増額並びに償還利子の減額でございます。

次に、議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入につきましては4,310万円を増額するもので、一般会計補助金を増額するものでございます。

収益的支出につきましては2,973万円を増額するもので、漏水等による管路修繕の必要箇所増加に伴う修繕費等の増額並びに利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う支払利息の減額でございます。

資本的支出につきましては94万6,000円を増額するもので、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債償還金の増額でございます。

次に、議案第58号 令和3年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ88万8,000円を増額するものでございます。

収入といたしましては、他会計補助金の増額でございます。

また、支出といたしましては、処理施設の維持管理修繕の必要箇所増加に伴う修繕料の増額並びに利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債利息の減額でございます。

資本的収入及び支出につきましては、それぞれ22万円を増額するものでございます。

収入といたしましては、建設企業債元金償還金増額に伴う他会計補助金の増額でございます。

また、支出といたしましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う建設企業債元金償還金の増額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第54号は副市長から、議案第55号は市民環境部長から、また議案第56号から第58号は上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第54号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第54号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますので、あらかじめ御容赦を願います。

恐れ入りますが、議案のつづりの19ページの次でございます一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億145万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億4,221万9,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の補正をお願いするものでございます。

庁舎整備の実施設計委託業務に係る継続費につきましては、第7号の補正予算におきまして、庁舎整備敷地の拡張に伴う継続費の増額と年割額の変更をお願いしたところでございますが、取得する用地が一部となりましたことから、実施設計委託料の増額が不要となり、従前の継続費の設定内容に変更するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第3表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

まず、上段の追加をお願いする事項といたしまして、令和4年度の保育士等派遣事業でございま

す。保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところでございますが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が大変困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者との派遣委託契約により、早期に新年度の保育士等を確保することを目的といたしまして、本年12月以降に派遣契約を締結するため、限度額4,500万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下の変更する事項につきましては、庁舎整備用地の拡張のため追加して購入いたします土地の一部が農地でありましたことから、前払い分を除いた3割分の土地代金につきまして債務負担行為の設定をお願いしておりましたが、取得する用地が一部となりましたことから、減額をお願いするものでございます。

7ページを御覧願います。

第4表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

まず、上段の追加する地方債として、過疎債でございます。今年度、根尾地域が過疎地域の指定を受けましたことから、新たに過疎債を発行するものでございます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの41ページの次でございます補正予算書の概要の5ページを御覧いただきたいと思っております。

この過疎債につきましては、根尾地域で行う事業を対象に、充当率100%、交付税算入率70%の大変有利な起債でございます。今回、一般会計では3の充当事業の(1)に記載の既存事業であります4つのハード事業と4つのソフト事業を対象に5,420万円を限度額としてお願いするものでございます。

(2)の国民健康保険特別会計の施設勘定及び(3)の水道事業会計におきましても、それぞれ記載の事業での新規発行を予定しております。

なお、これらの事業につきましては、いずれも新たに過疎債を財源措置するものや既存の特定財源から過疎債に財源を組み替えることによりまして、一般財源の抑制を図っているものでございます。

それでは、再度議案のつづりの補正予算書の7ページを御覧願います。

2の変更するものといたしまして、まず一番上の土木債につきましては、市道根尾83号線災害防除事業において予定しておりました辺地債の配分が減額となったことにより、その財源を緊急自然災害防止対策事業債に変更することによる1,940万円の増額でございます。

下段の消防債につきましては、根尾地域に配備する小型動力ポンプの購入に係る財源を防災基盤整備事業債から過疎債に変更することによる190万円の減額でございます。

8ページをお開き願います。

上段の辺地債につきましては、土木債のところ御説明申し上げました市道根尾83号線災害防除事業に係る財源を辺地債から緊急自然災害防止対策事業債に変更することによる1,940万円の減額でございます。

中段の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定における臨時財政対策債への振替額の

減に伴う1億4,271万9,000円の減額でございます。

下段の合併特例債につきましては、庁舎整備事業費の減に伴う5,540万円の減額でございます。
続きまして、11ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、上段の地方特例交付金962万9,000円の減額につきましては、主に販売台数の減に伴う自動車税及び軽自動車税減収補填特例交付金の減額によるものでございます。

中段の地方交付税4億157万9,000円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げました普通交付税の算定における臨時財政対策債への振替額の減に加えまして、主に社会福祉費及び高齢者保健福祉費の増額に伴う基準財政需要額の増による普通交付税の増額でございます。

下段の国庫支出金、国庫負担金の1目民生費国庫負担金30万1,000円につきましては、広域保育入所利用者の増に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増額でございます。

その下の3目教育費国庫負担金120万4,000円につきましては、広域入所幼稚園数の増に伴う子どものための教育・保育給付費負担金35万2,000円の増額と子ども・子育て支援制度に未移行の私立幼稚園利用者数の増に伴う子育てのための施設等利用給付交付金85万2,000円の増額でございます。

12ページをお開き願います。

上段の国庫補助金の2目民生費国庫補助金139万5,000円につきましては、児童手当法の改正に伴う児童手当システムの改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金の新規計上でございます。

その下の3目衛生費国庫補助金55万円につきましては、健康増進法に基づき実施する健康診査の情報をマイナポータルを活用した電子記録とするための健康管理システムの改修に係る健診結果情報標準化整備事業補助金の新規計上でございます。

その下の7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,137万2,000円につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援分としての増額でございます。

次に、中段の県支出金、県負担金の1目民生費県負担金及び4目の教育費県負担金につきましては、それぞれ国庫負担金の補正のところで御説明を申し上げました国庫負担金に対する県の子どものための教育・保育給付費負担金の増額でございます。

下段の県支出金、県補助金の4目農林水産業費県補助金37万6,000円につきましては、集落協定への新規参入による交付対象面積の増に伴う中山間地域等直接支払交付金の増額でございます。

13ページを御覧願います。

上段の寄附金の6目ふるさととす応援寄附金1,000万円の増額につきましては、市内に工場があり、本社が岐阜市にございます新日本金属工業株式会社様から本市では初めてとなる企業版ふるさと納税として御寄附をいただいたものでございまして、子育て支援事業として弾正幼児園整備事業に活用させていただくものでございます。

その下の9目衛生費寄附金72万4,000円につきましては、健康増進事業に役立てていただきたいとの申出による保険衛生費寄附金の新規計上でございます。

中段の繰入金、基金繰入金の2目公共施設等整備基金繰入金1,200万円の減額につきましては、

寄附金の受入れによる弾正幼稚園整備事業への繰入金1,000万円と庁舎整備事業費の減に伴う200万円の減額でございます。

下段の諸収入の7目雑入2,076万2,000円につきましては、昨年度分のもとす広域連合介護保険負担金精算金2,006万9,000円と農地貸付契約の中途解約に伴う農地中間管理機構集積協力金の返還金68万5,000円及び集落協定の対象農地の一部を除外したことに伴う中山間地域等直接支払交付金過年度返還金8,000円でございます。

14ページをお開き願います。

市債につきましては、第4表、地方債の補正のところで御説明を申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、15ページを御覧願います。

ここからは、歳出の事項別明細書でございますが、まず一番上の総務費、総務管理費の1目一般管理費93万1,000円のうち、システム改修委託料21万6,000円につきましては、児童手当の改修に伴う市職員の児童手当支給に係る総合行政情報システムの改修費でございます。その下の、定年延長制度支援業務委託料71万5,000円につきましては、地方公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げる定年延長制度導入に向けた例規等の整備に伴う支援業務委託料の新規計上でございます。

その下の5目財産管理費5,829万円の減額につきましては、庁舎整備用地の拡張のために計上しておりました実施設計委託料及び土地購入費の一部を減額するものでございます。

その下の6目企画費91万2,000円につきましては、栃木県下野市との友好都市協定のための表敬訪問及び締結式に伴う特別旅費の新規計上でございます。

その下の11目財政調整基金費3億1,000万円につきましては、財源調整による基金積立金の増額でございます。

次に、中段の総務費、徴税費の1目税務総務費254万2,000円につきましては、職員の育児休業からの復帰に伴う人件費の増額でございます。

下段の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費250万7,000円につきましても、職員の育児休業からの復帰に伴う人件費の増額でございます。

その下の4目老人福祉費につきましては、根尾地域での生きがい活動支援通所事業への過疎債充当に伴う財源更正でございます。

16ページをお開き願います。

中段の民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費60万2,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました広域保育入所利用者の増に伴う保育実施委託料の増額でございます。

その下の4目児童手当費117万9,000円につきましても、歳入で御説明申し上げました児童手当法の改正に伴う児童手当システム改修委託料などの関係予算でございます。

下段の衛生費、保健衛生費の1目保健衛生総務費240万9,000円のうち、2節の給料から4節の共済費につきましては、職員の育児休業からの復帰に伴う人件費の増額でございます。10節需用費と17節備品購入費につきましては、歳入で御説明を申し上げました寄附金を活用した体温検知カメラ

や血圧計の購入費でございます。

その下の2目保健事業費82万6,000円につきましては、歳入で御説明を申しあげました健康増進法に基づき実施する健康診査の情報をマイナポータルを活用した電子記録とするための健康管理システム改修委託料でございます。

17ページを御覧願います。

8目の診療費の2,400万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計の施設勘定における財源調整による繰出金の減額でございます。

次に、衛生費、清掃費の4目下水処理費1,774万9,000円の減額につきましても、農業集落排水事業特別会計における財源調整による繰出金の減額でございます。

その下の衛生費、水道費の1目上水道費4,310万円につきましては、主に漏水等による管路の修繕箇所増加に伴う水道事業会計補助金の増額でございます。

一番下の農林水産業費、農業費の3目農業振興費50万3,000円につきましては、歳入で御説明を申しあげました集落協定への新規参入による交付対象面積の増に伴う中山間地域等直接支払交付金の増額でございます。

18ページをお開き願います。

2段目の農林水産業費、林業費の3目林道費につきましては、根尾地域での橋梁補修事業への過疎債充当に伴う財源更正でございます。

3段目の商工費の2目商工振興費につきましては、歳入で御説明を申しあげました新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当に伴う財源更正でございます。

その下の3目観光費104万3,000円につきましては、織部展示館内の茶室等の改修に伴う施設改修工事費でございます。

一番下の土木費、道路橋りょう費の2目道路維持費につきましては、根尾地域での視線誘導標設置事業への過疎債充当に伴う財源更正でございます。

19ページを御覧願います。

一番上の土木費、下水道費の1目下水道費110万8,000円につきましては、主に処理施設の修繕箇所増加に伴う下水道事業会計補助金の増額でございます。

2段目の消防費の3目消防施設費につきましては、根尾地域での小型動力ポンプ更新事業に係る財源を防災基盤整備事業債から過疎債に変更することによる財源更正でございます。

3段目の教育費、小学校費の2目教育振興費93万7,000円と一番下の中学校費の2目教育振興費101万4,000円につきましては、それぞれ対象児童・生徒数の増に伴う要保護準要保護児童・生徒援助費の増額でございます。

20ページをお開き願います。

一番上の教育費、幼稚園費の1目幼稚園管理費266万円につきましては、歳入で御説明を申しあげました広域入所幼稚園数の増に伴う保育実施委託料95万5,000円と子ども・子育て支援制度に未

移行の私立幼稚園利用者数の増に伴う子育てのための施設等利用負担金170万5,000円の増額でございます。

2段目の教育費、社会教育費の5目文化財保護費につきましては、根尾地域での文化財保存事業への過疎債充当による財源更正でございます。

3段目の諸支出金の1目諸費69万2,000円につきましては、歳入で御説明を申し上げました農地貸付契約の中途解約及び集落協定の対象農地の一部を除外したことに伴う還付金等の増額でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整により2,852万7,000円を増額させていただくものでございます。

以上、説明とさせていただきます。大変長くなりまして恐縮でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第55号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書の次でございます。

1ページを御覧ください。

第1条でございますが、補正額につきましては、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,646万2,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧願います。

第2表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

過疎債につきましては、先ほどの副市長の補足説明のとおり、今年度、根尾地域が過疎地域の指定を受けましたことから、根尾地域で行う事業を対象に新たに過疎債を発行するものでございます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの41ページの次に12月補正予算の概要がございますが、その5ページを御覧いただきたいと思います。

今回、国民健康保険特別会計では、3. 充当事業の(2)に記載しております既存事業であるハード事業1つ、ソフト事業1つの計2事業を対象に560万円を限度額としてお願いするものでございます。なお、これらの事業につきましては、既存の特定財源から過疎債に財源を組み替えることや、新たに過疎債を財源措置することによりまして一般会計からの繰入れ抑制を図っているものでございます。この過疎債の充当率や交付税算入率につきましては、先ほどの副市長の説明のとおりでございます。

それでは再度、議案のつづりの補正予算書にお戻りをいただきたいと思います。

7ページを御覧願います。

ここからは、事項別明細書にて説明をさせていただきたいと思います。

初めに、歳入ですが、検診収入557万8,000円の増額につきましては、診療所への新型コロナウイルスワクチン接種に係るものでございます。

次の県支出金、県補助金の1目衛生費県補助金150万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの診療所での個別接種を促進したことによるものでございます。

次の繰入金、他会計繰入金の1目一般会計繰入金2,400万円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による検診収入補助金、協力金やソフト事業に係る過疎債といった当初予定していなかった財源に組み替えたことによるものでございます。

次の基金繰入金190万円の減額につきましては、ハード事業に係る過疎債の分を組み替えたことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

諸収入、雑入の1目雑入1,118万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種を診療時間外や休日を実施したことによる医療機関への協力金でございます。

次の2目の過年度収入につきましては、前年度に実施をいたしました発熱外来診療体制確保事業に対する補助金でございます。これにつきましては、前年度に既に補助金申請を国に提出しておりますが、全国の医療機関から一斉に国に申請書が提出されたため、国からの交付が遅れているものでございます。

次の国庫支出金、国庫補助金の1目衛生費国庫補助金125万円の増額につきましては、新型コロナウイルス対策といたしまして熱外来用に施設を改修したこと等による補助金でございます。

最後に、市債560万円の増額につきましては、先ほど第2表、地方債の補正のところの説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次に、歳出でございます。

9ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費100万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師報酬の増額によるものでございます。

この表の中央にあります特定財源ですが、先ほど歳入で説明させていただいた国や県からの補助金やソフト事業に係る過疎債を新たに財源措置したことによる変更でございます。

そのほか、一般会計からの繰入金を今回5,107万4,000円新たに財源措置しておりますが、これは一般会計繰入金をどの事業にも充当せず一般財源として取り扱くと、来年度に納付する消費税の額が多くなるため、税務署の御指導も受けながら、今回変更するものでございます。

次の医業費の1目医業用機械器具費につきましては、特定財源の変更でございまして、根尾診療所の医業用機器更新に伴う財源の一部を診療所基金繰入金から過疎債に変更するものでございます。

次の2目医業用消耗器材費につきましても、特定財源の変更でございまして、国庫支出金を新たに財源措置することによる変更でございます。

次の公債費の1目元金及び2目の利子につきましては、来年度に納付する消費税額を抑えるため

財源を変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。

最後になりますが、予備費の28万円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第56号から議案第58号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは初めに、議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,631万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金で1,774万9,000円の減額をお願いするものでございます。これは、次の5款1項1目繰越金が令和2年度決算額が確定し、1,936万7,000円増額となったこと、また7款1項1目下水道債の借入れ減額分30万円、歳出で増額となります131万8,000円を差し引いた額でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の1款1項7目高尾・平野地区処理施設管理費、10節需用費の142万1,000円は、マンホールポンプの緊急修繕を行ったことにより、修繕費に不足が生じたため増額補正を行うものでございます。

13目の農業集落排水事業費の財源内訳が地方債から一般財源に30万円変更しましたのが下水道債対策事業費の減額に伴う財源変更でございます。

次に、2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れました市債の利率見直しに伴い、1目の元金で補正額8万9,000円の増額、2目の利子で19万2,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入につきましては、その総額に4,310万円を増額し、収益収入の総額を8億6,210万円とするものでございます。

収益的支出につきましては、その総額に2,973万円を増額し、収益的支出の総額を8億4,873万円とするものでございます。

第3条、資本的支出につきましては、その総額に94万6,000円を追加し、資本的支出の総額を6億9,730万5,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的収入につきましては、1款2項2目の他会計補助金を4,310万円増額するものでございます。これは、給排水管の漏水に伴う緊急修繕工事の実施に伴い予算が不足するため及び令和3年度の決算において純損失を極力少なくするため増額をお願いするものでございます。

収益的支出につきましては、1款1項2目の配水及び給水費につきましては、2,600万円を増額するものでございます。これは、給排水管の漏水に伴う緊急修繕工事の実施に伴い予算が不足するため増額をお願いするものでございます。

1款2項1目の支払利息の127万円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います支払利息の減額によるものでございます。

1款4項1目の予備費では、500万円の増額をお願いするものでございます。これは、漏水などにより緊急修繕を実施しておりますが、修繕費が不足し、予備費から充用し対応しており、予備費が不足するため増額をお願いするものでございます。

続きまして、資本的支出につきまして御説明させていただきます。

1款2項1目企業債償還金94万6,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います企業債償還元金の増額によるものでございます。

次に、議案第58号 令和3年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び収益的支出の総額にそれぞれ88万8,000円を追加し、収益的収入及び収益的支出の総額をそれぞれ3億8,288万8,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び資本的支出の総額にそれぞれ22万円を追加し、資本的収入の総額を1億4,191万1,000円とし、資本的支出の総額を1億6,462万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的収入の1款2項1目の他会計補助金につきましては、88万8,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、収益的支出の1款1項2目処理場維持管理費におきまして、修繕料に不足が生じますため136万円の増額を、また1款2項1目支払利息において、企業債の利率見直しに伴います支払利息の減額で47万2,000円、差引きで88万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、資本的収入の1款2項1目他会計補助金につきましては、22万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、資本的支出の1款2項1目企業債償還元金において利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴い、22万円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第17 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

11月26日金曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時39分 散会

